

亀山市告示第16号

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱（令和5年亀山市告示第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、<u>副食費を減額し、又は免除した月の属する年度の4月から3月までのそれぞれの月の初日における補助金の交付申請に係る民間保育所等の入所児童（副食費が免除されている児童を除く。）の数の合計に、400円と1月当たりの副食費を減額し、又は免除した額とを比較していずれか少ない額を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>副食費を減額し、又は免除した月の属する年度の末日までに、</u>亀山市補助金等交付規則（平成17</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、<u>令和7年4月から令和8年3月までのそれぞれの月の初日における補助金の交付申請に係る民間保育所等の入所児童（副食費が免除されている児童を除く。）の数の合計に、300円と1月当たりの副食費を減額し、又は免除した額とを比較していずれか少ない額を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>令和8年3月31日までに、</u>亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第3条に規</p>

年亀山市規則第32号)第3条に規定する補助金等交付申請書に入所児童数調書(別記様式)及びその他市長が必要と認める資料を添付して、市長に提出しなければならない。

定する補助金等交付申請書に入所児童数調書(別記様式)及びその他市長が必要と認める資料を添付して、市長に提出しなければならない。

別記様式中「令和7年4月から令和8年3月」を「副食費を減額し、又は免除した月の属する年度の4月から3月」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。